

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動C事業者選定要領

1 目的

介護保険事業計画を踏まえ、地域支援事業を着実に進める観点から、介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動C事業者選定について適切な審査を行い、適正な運営を確保することを目的とする。

2 選定委員

- (1) 福祉部長（委員長）
- (2) 福祉支援室長（副委員長）
- (3) 福祉総室長
- (4) 長寿介護課長
- (5) 地域包括支援課長

3 選定対象事業内容

- (1) 運動器の機能向上（機器あり・なし）

4 選定方法

- (1) 各事業提案書と現地における提案内容の整合性の確認

① 審査項目

絶対項目 職員体制、安全管理体制

標準項目 職員の資質、会場のスペース、事業開始のための整備状況、事業内容、アセスメント内容

加点算項目 その他総合的評価

② 審査基準

各審査項目の点数配分は、絶対項目40点、標準項目50点、加点項目10点とし、合計100点を満点とする。審査基準（最低選定ライン）を絶対項目40点、標準項目30点以上とする。選定基準は別紙1に定める。

③ 審査方法

ア 書類のチェック

事業者から提出された書類について、地域包括支援課で必要書類の照合を行う。

イ 現地調査

会場の視察をし、現地において提案内容の整合性を確認する。

- (2) 甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動C事業者選定結果一覧表

(1)の結果に基づき、甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動C事業者選定結果一覧表を作成する。

- (3) 選定委員会の実施及び事業者の決定

選定結果一覧表を基礎資料として、選定委員の総意により選定決定を行う。

※通所型サービス・活動C事業者の選定決定が行われた際、各事業者が建物、設備等を整備し、市の基準等その他関係法令の要件を満たした時点で、本市の委託事業者として契約を行う。